

(指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

特別養護老人ホーム いずみえん

重要事項説明書

短期入所事業 東京都指定 1371104157 号

令和7年4月1日現在

【 目 次 】

1. 施設経営法人	1
2. 施設の概要	1
3. 法人理念・方針	2
4. 施設運営の方針	2
5. 短期入所生活介護事業	3
6. 利用料金の支払い方法	5
7. 利用手続き	5
8. 身元保証人	6
9. 緊急時、事故時の対応方法	7
10. サービス内容に関する相談、苦情	7
署名・押印	8
(別表) 料金表	9

社会福祉法人 徳 心 会

特別養護老人ホーム いずみえん

特別養護老人ホームいずみえん 重要事項説明書

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人徳心会 |
| (2) 法人所在地 | 東京都三鷹市下連雀三丁目26番12号 |
| (3) 代表者氏名 | 理事長 関根 陸雄 |
| (4) 設立年月日 | 平成2年3月23日 |

2. 施設の概要

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

- | | |
|-------------|------------------|
| ① 施設名 | いずみえん |
| ② 指定番号 | 東京都1371104157号 |
| ③ 所在地 | 東京都大田区矢口三丁目1番5号 |
| ④ 管理者 | 眞弓 勉 |
| ⑤ 電話番号 | 03-3759-5550 |
| ⑥ F A X | 03-3759-5634 |
| ⑦ 開設年月日 | 平成16年8月1日 |
| ⑧ 定員（1日あたり） | 10名（他空床利用20名まで可） |

3. 法人理念・方針

【理念】

「働き易い職場を創り、快適なサービスを提供する。」

【方針】

- (1) 私たちは、利用者の意向を尊重して、多様な介護サービスを提供します。
- (2) 私たちは、利用者が個人の尊厳を保持しながら、「その人らしさ」を大切に
した、自立した生活を地域社会において、営むことができるように支援しま
す。
- (3) 私たちは、気づき（築き）、創意を発揮し、介護サービスの質及び顧客満足
の向上に努めます。
- (4) 私たちは、高い公共性・倫理性を旨として、事業経営の透明性を確保しま
す。
- (5) 私たちは、民間社会福祉事業の主たる担い手として、先駆性・独自性を発
揮し、専門性の高い職員資質の向上に努めます。

4. 施設運営の方針

- (1) 「いつでも、どこでも、だれでも」利用可能なサービス提供を目指します。
- (2) 社会福祉法人運営施設の独自性を主張します。
- (3) 安心・安全な「居場所」づくりを目指します。
- (4) 笑顔のあふれる「居心地」の良さを目指します。
- (5) プロフェッショナルな仕事を提供します。
- (6) 地域に開かれた運営とサービスを提供します

5. 短期入所生活介護事業

(1) 配置基準

職種	配置人数	備考
管理者 (兼務)	1名	管理者
医師 (非常勤)	1名	健康管理・療養上の指導を行う
生活相談員 (常勤兼務)	2名	利用申し込みの調整、居宅サービス計画の作成、介護職員等に対する指導他
介護職員 (常勤兼務)	54名	看護職員 4名以上
看護職員 (常勤兼務)	4名	
機能訓練指導員 (常勤兼務)	2名	機能訓練の実施・指導にあたる
管理栄養士 (常勤兼務)	1名	管理栄養士1名以上 食事の提供・献立、栄養指導等を行う

(2) 勤務体制

当施設では上記の配置基準を遵守しています。標準的な職員配置は以下のとおりです。

職 種	勤 務 体 制
医師	毎週火・金曜日 13:00～15:00
生活相談員	8:30～17:30 2名
介護職員	早 番: 7:00～16:00 12名
	日 勤: 8:30～17:30 6名
	遅 番 A: 12:00～21:00 6名
	遅 番 B: 13:00～22:00 6名
	夜 勤: 21:30～7:30 7名
看護職員	8:30～17:30 4名
機能訓練指導員	8:30～17:30 2名
管理栄養士	8:30～17:30 1名

(3) 利用定員・営業時間

利用定員	定員10名（他空床利用20名まで可）。
営業日	年中無休（365日）。
営業時間	24時間。
その他	入退所の時間は原則として、10:00～16:00の間とします。

(4) 開設年月日 平成16年8月1日

(5) サービス内容

- | | |
|-------|-----------|
| ①食事 | ②入浴 |
| ③排泄 | ④日常生活訓練 |
| ⑤送迎 | ⑥健康チェック |
| ⑦機能訓練 | ⑧レクリエーション |
| ⑨生活相談 | ⑩所持品保管 |

(6) 利用料金

指定短期入所生活介護事業所および指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生大臣が定める基準によるものとし、居宅介護サービス（居宅支援サービス）にかかる費用の1割から3割と、滞在費、食費、および日常生活等に要する費用として別に定める利用料の合計額とする。（別表参照）

(7) 施設の設備の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として個室ですが、多床室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	16室	3階16室・4階16室・5階16室
4人部屋	28室	3階8室・4階10室・5階10室
静養室	1室	3階1室（2床）
合 計	77室	※短期入所専用ベッド10床（3F個室）
食 堂	3室	各フロア（3階・4階・5階）に1室
機能回復訓練室	1室	〔主な設置機器〕 エアレックスマット、カナホットマッサージ ベッド、平行棒 他
浴 室	2室	3階機械浴・個別浴、4階一般浴・リフト浴
医務室	1室	3階ナースステーションに併設

※ 上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

※ 居室の変更

利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者や家族等と協議のうえ決定するものとします。

(8) 留意事項

事 項	備 考
面 会	8:30～18:00とさせていただきます。上記以外の面会は事前に相談下さい。
外 出	事前にお届け下さい。
飲 酒	制限なし。
喫 煙	敷地内全面禁煙。
設備、器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
金銭、貴重品の管理	自己管理 希望により施設管理可。
所持品の持ち込み	個人スペースの範囲で自由。
施設外での受診	自由。
宗教活動	他者に対しては不可。
ペット	不可。

- ・ サービス提供における送迎は、自宅玄関から事業所までとし、途中での乗降は原則としてできません。
- ・ 感染症等、他の利用者の心身に影響を及ぼすような状態にあるときにはサービスを中断させて頂くことがあります。
- ・ サービスの実施場所において、利用者間の金銭の授受及び貸与を禁止します。

6. 利用料金の支払い方法

利用月の翌月15日までに料金の合計額の請求書を送付いたします。
お支払い方法は、指定口座からの引き落としにてお願いいたします。
ご利用料金の引き落としは、利用月の翌月27日前後に行います。
※ご利用者が要介護認定を受けていない場合には、サービスの費用の全額をお支払いいただきます。この場合、要支援・要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額は介護保険から払い戻されます（償還払い）。
この場合については「サービス提供証明書」を発行いたします。

7. 利用手続き

(1) サービス開始

直接施設で利用申し込みを受け付けます。事前に当施設の生活相談員・介護支援専門員等が、ご利用者・ご家族と直接ご面談し、担当の介護支援専門員の方と相談し、契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員の方とご相談下さい。

(2) サービス契約終了

① ご利用者のご都合で契約終了される場合

サービス利用契約終了を希望する日の30日前までにお申し出下さい。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ ご利用者が介護保険施設に入居した場合
- ・ ご利用者の要介護認定区分が、非該当と認定された場合
- ・ ご利用者が死亡した場合

① その他

- ・ ご利用者がサービス利用料金を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、またはご利用者やご家族などが当施設の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、サービス利用契約を終了させていただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・ やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、利用を終了していただく場合がございます。この場合、契約終了 30 日前までに文書で通知いたします。

(3) 利用のキャンセルについて

① 利用開始予定日以前の中止

利用前にご利用者、ご家族の都合でサービスを中止する場合、原則としてキャンセル料は徴収しません。但し、必ず事前連絡するようお願いいたします。

② 利用中のサービス提供中止について

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービス提供を中止し、利用を終了（帰宅）していただく場合があります。

- ・ ご利用者が途中退居（帰宅）を強く希望した場合
- ・ 入居日の健康チェックの結果、入院が必要な疾病が発生した場合。
- ・ 他のご利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合。
- ・ 医師の意見書等の利用基準を超えた場合。

8. 身元保証人

ご利用者は、原則として身元保証人を定めることをお願いいたします。身元引受人は、サービス利用者および家族等と連帯して債務履行の責を負うとともに、次に定める事項について必要な事項をしていただきます。

- ① ご利用者がサービス利用中に医療機関に入院する場合の入院手続き。
- ② 契約解除やサービス中断等したときの身柄の引き取り。
- ③ ご利用者の身上に関する事項等。

9. 緊急時、事故時の対応方法

ご利用者の容体に急変がある等の緊急時、また、サービス提供による事故発生時には下記連絡先、市区町村等に速やかに連絡するほか、医師に連絡する等必要な処置を講じます。

(ふりがな) 氏 名			
続 柄			
郵便番号	〒		
住 所			
電話番号①	—	—	(自 宅)
電話番号②	—	—	()

10. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設利用者相談・苦情担当

サービス相談窓口	
担 当 部 署	相談課 相談・苦情窓口
電 話 番 号	TEL. 03-3759-5550 FAX. 03-3759-5634
受 付 時 間	9:00~17:00

(2) その他

当施設では、第三者委員を設置し、相談・苦情を受け付けています。

社会福祉法人徳心会 第三者委員	
森 英男 氏	TEL. 03-3758-7098
岡崎 さちこ氏	TEL. 03-3750-5684

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

大田区介護保険お問い合わせダイヤル

TEL. 03-5744-1258

11. 福祉サービス第三者評価実施状況

実施しておりません。

————— 契約をする場合は以下の確認をすること —————

令和 年 月 日

特別養護老人ホームいずみえん（短期入所事業）利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

(事 業 者)

所在地 東京都大田区矢口三丁目 1 － 5
名 称 社会福祉法人 徳心会
 特別養護老人ホーム いずみえん（短期入所事業）
 （短期入所生活介護事業、介護予防短期入所生活介護事業）

園長 眞弓 勉 ⑩

説明者 所属 部

私は、契約書および本書面により、事業者から特別養護老人ホームいずみえん（短期入所事業）についての重要事項の説明を受けました。

(利 用 者)

住 所

氏 名

(身元保証人)

住 所

氏 名

(別 表)

短期入所生活介護

① 介護サービス費 (上段 1 割負担 中段 2 割負担 下段 3 割負担)

要介護度	1 日あたりの自己負担額	
	多床室	従来型個室
要介護 1 (603単位)	669円	669円
	1,338円	1,338円
	2,007円	2,007円
要介護 2 (672単位)	745円	745円
	1,491円	1,491円
	2,237円	2,237円
要介護 3 (745単位)	826円	826円
	1,653円	1,653円
	2,480円	2,480円
要介護 4 (815単位)	904円	904円
	1,809円	1,809円
	2,713円	2,713円
要介護 5 (884単位)	981円	981円
	1,962円	1,962円
	2,943円	2,943円

② 体制加算 ※ 1

項 目	1 日あたりの自己負担分
夜勤職員配置加算 (Ⅰ) (13単位)	15円
	29円
	44円
夜勤職員配置加算 (Ⅲ) (15単位)	17円
	34円
	50円
機能訓練指導員体制加算 (12単位)	14円
	27円
	40円
看護体制加算 (Ⅰ) (4 単位)	5円
	9円
	14円

看護体制加算（Ⅱ） （８単位）	9円	
	18円	
	17円	
看護体制加算（Ⅲ） （12単位）	14円	
	27円	
	40円	
看護体制加算（Ⅳ） （23単位）	26円	
	51円	
	77円	
認知症専門ケア加算（Ⅰ） （３単位）	4円	
	7円	
	10円	
認知症専門ケア加算（Ⅱ） （４単位）	5円	
	9円	
	14円	
生産性向上推進体制加算（Ⅰ） （100単位）	111円	
	222円	
	333円	
生産性向上推進体制加算（Ⅱ） （10単位）	11円	
	22円	
	33円	
サービス提供体制加算（Ⅰ） （22単位）	25円	
	49円	※ 2
	74円	
サービス提供体制加算（Ⅱ） （18単位）	20円	
	40円	※ 2
	60円	
サービス提供体制加算（Ⅲ） （6単位）	7円	※ 2

※ 1 施設の職員体制に応じて加算されるものとされないものがあります。

※ 2 サービス提供体制加算（Ⅰ）～（Ⅲ）はいずれか一つのみの算定となります。

③ 個別加算 ※ 1

項目	1日あたりの自己負担分	
送迎加算 (184単位)	204円	※ 2
	409円	
	613円	
療養食加算 (8単位)	9円	※ 3
	18円	
	27円	
若年性認知症利用者受入加算 (120単位)	134円	
	267円	
	400円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (200単位)	222円	※ 4
	444円	
	666円	
個別機能訓練加算 (56単位)	63円	※ 5
	125円	
	187円	
医療連携強化加算 (58単位)	65円	
	129円	
	193円	
看取り連携強化加算 (64単位)	71円	※ 6
	142円	
	213円	
緊急短期入所受入加算 (90単位)	100円	※ 4
	200円	
	300円	
口腔連携強化加算 (50単位)	56円	
	111円	
	167円	
在宅中重度者受入加算（Ⅰ） (421単位)	468円	
	935円	
	1,402円	
在宅中重度者受入加算（Ⅱ）	463円	

(417単位)	926円	
	1,389円	
在宅中重度者受入加算 (Ⅲ) (413単位)	459円	
	917円	
	1,376円	
在宅中重度者受入加算 (Ⅳ) (425単位)	472円	
	944円	
	1,416円	
生活機能向上連携加算 (200単位)	222円 (111円)	※ 7
	444円 (222円)	
	666円 (333円)	
長期利用者提供減算 (▲30単位)	▲34円	
	▲67円	
	▲100円	

注) その月にご利用になられた居宅サービスのサービス単位数の合計が介護保険証に記載された区分支給限度基準額を超過した場合、超過した単位数のサービス費用は全額負担となります。

- ※ 1 利用者の状況に応じて加算されるものとされないものがあります。
- ※ 2 通常の実施地域は大田区内です。その他の地域についても相談に応じます。(別途料金がかかることがあります)。
- ※ 3 1食あたりに料金がかかります。
- ※ 4 入居日から7日間を限度として料金がかかります。
- ※ 5 入居日から原則7日間を限度に料金がかかります。
- ※ 6 訓練実施日に料金がかかります。
- ※ 7 生活機能向上連携加算 (Ⅰ)・(Ⅱ) はいずれか一つのみの算定となります。
- ※ 8 個別機能訓練加算を算定している場合は () 内の料金がかかります。

④ 介護職員処遇改善加算

①～③までの合計額に 13.6% 相当の介護職員等処遇改善加算が加わります。

その他の料金

① 滞在費

1日あたり多床室：1,120円
従来型個室：1,400円

② 食費に要する費用

1日あたり 1,800円（令和7年4月1日より）

朝食… 440円 昼食… 750円 夕食… 610円

③ 理容費

カット1回あたり 2,000円

パーマ、毛染め（カット・シャンプー込み） 各 7,800円

④ その他

介護以外の日常生活にかかる諸費用は、実費でお支払い頂きます。

※ 上記の滞在費、食費については、利用者の所得に応じて負担軽減される制度がございます。

（別 表）

介護予防短期入所生活介護

① 介護サービス費（上段1割負担 中段2割負担 下段3割負担）

要介護度	1日あたりの自己負担額	
	多床室	
要支援1 (451単位)	501円	要支援1 (451単位)
	1,002円	
	1,502円	
要支援2 (561単位)	623円	要支援2 (561単位)
	1,246円	
	1,869円	

② 体制加算 ※1

項目	1日あたりの自己負担分
機能訓練体制加算 (12単位)	14円
	27円
	40円
生産性向上推進体制加算（Ⅰ） (100単位)	111円
	222円 ※2
	333円

生産性向上推進体制加算（Ⅱ） （10単位）	11円	
	22円	
	33円	
サービス提供体制加算（Ⅰ）ロ （22単位）	25円	※ 2
	49円	
	74円	
サービス提供体制加算（Ⅱ） （18単位）	20円	※ 2
	40円	
	60円	
サービス提供体制加算（Ⅲ） （6単位）	7円	※ 2
	14円	
	20円	
認知症専門ケア加算（Ⅰ） （3単位）	4円	
	7円	
	10円	
認知症専門ケア加算（Ⅱ） （4単位）	5円	
	9円	
	14円	
生活相談員配置等加算 （13単位）	15円	
	29円	
	44円	

※ 1 施設の職員体制に応じて加算されるものとされないものがあります。

※ 2 サービス提供体制加算（Ⅰ）～（Ⅲ）はいずれか一つのみの算定となります。

③ 個別加算 ※ 1

項 目	1 日あたりの自己負担分	
送迎加算 (184単位)	205円/回	※ 2
	409円/回	
	613円/回	
療養食加算 (8単位)	9円/回	※ 3
	18円/回	
	27円/回	
個別機能訓練加算 (56単位)	63円/回	※ 4
	125円/回	

	187円/回
若年性認知症利用者受入加算 (120単位)	134円/日
	267円/日 ※ 5
	400円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (200単位)	222円/日
	444円/日
	666円/日
生活機能向上連携加算 (Ⅰ) (100単位)	111円/月
	222円/月 ※ 6
	333円/月
生活機能向上連携加算 (Ⅱ) (200単位)	222円 (111円) /月 ※ 6
	444円 (222円) /月 ※ 7
	666円 (333円) /月

- ※ 1 利用者の状況に応じて加算されるものとされないものがあります。
- ※ 2 実施地域は大田区内です。その他の地域についても相談に応じます。
(別途料金がかかることがあります。)
- ※ 3 1食あたりに料金がかかります。
- ※ 4 訓練実施日に料金がかかります。
- ※ 5 入居日から7日間を限度として料金がかかります。
- ※ 6 生活機能向上連携加算 (Ⅰ)・(Ⅱ) はいずれか一つのみの算定となります。
- ※ 7 個別機能訓練加算を算定している場合は () 内の料金がかかります。

④ 介護職員等処遇改善加算

①～③までの合計額に 13.6% 相当の介護職員等処遇改善加算が加わります。

その他の料金

① 滞在費

1日あたり多床室：1,120円
従来型個室：1,400円

② 食費に要する費用

1日あたり 1,800円 (令和7年4月1日より)
朝食… 440円 昼食… 750円 夕食… 610円

③ 理容費

カット 1 回あたり 2,000 円

パーマ、毛染め（カット・シャンプー込み） 各 7,800 円

④ その他

介護以外の日常生活にかかる諸費用は、実費でお支払い頂きます。

※ 上記の滞在費、食費については、利用者の所得に応じて負担軽減される制度がございます。



働き易い職場を創り、快適なサービスを提供します。

〒146-0093 東京都大田区矢口3丁目1番5号
社会福祉法人 徳心会
介護老人福祉施設 いずみえん
Tel 03-3759-5550
Fax 03-3759-5634